東大阪市暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

東大阪市では、社会全体で暴力団の排除を推進するとともに、公共事業等からも暴力団排除の措置等を 講じるため、平成24年7月1日から東大阪市暴力団排除条例を施行しています。

それに伴い、公共工事・物品購入等・業務委託・リース等の契約にあたり、下記のとおり暴力団員又は 暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」が必要です。

記

## 1 対象

- ・契約金額500万円以上の公共工事等の契約(工事の請負及び建設工事にかかる設計業務等委託契約)の元請負人及び下請負人等(資材・原材料等の納入業者及び再委託契約の当事者を含む。)
- ・契約金額500万円以上の物品の購入及び修繕並びに製造の請負に係る契約の相手方
- 契約金額500万円以上の業務委託、リース等の調達契約の相手方

## 2 様式

別紙 工事用 (元請用・下請用)、物品・役務用

## 3 提出方法等

- ・契約相手方(元請負人)は、当該公共工事等の契約書の提出時に管財課へ提出してください。
- ・下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて工事担当課へ提出してください。
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
  - ・契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除します。
  - ・契約相手方(元請負人)又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき、 一定期間、当該違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表します。
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
  - ・契約相手方が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しません。
  - ・入札参加者が当該誓約書を提出しなかった場合は、東大阪市入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行います。

【問い合わせ先】

東大阪市上下水道局 水道総務部 管財課 契約担当 06(6724)1221